

日常生活用具／対象障害		障害種別／等級	肢体不自由						体幹機能					視覚障害						聴覚機能障害						平衡機能障害		音声言語 そしゃく				内部障害			
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢、体幹機能障害																																	
	特殊マット		※常時介護を要する者に限る。児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された重度又は最重度の者。																																
	特殊尿器		※常時介護を要する者で原則として学齢児以上の者。																																
	入浴担架		※入浴時家族等他人の介助を要する者で原則として3歳以上の者。																																
	体位変換器		※下着交換時家族等他人の介助を要する者で原則として学齢児以上の者。																																
	移動用リフト		※原則として3歳以上の者。																																
	訓練いす(児童のみ)		※原則として3歳以上の者。																																
	訓練用ベッド(児童のみ)		※原則として3歳以上の者。																																
自立生活支援用具	入浴補助用具	上肢機能障害	※入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上の者。																																
	便器																																		
	特殊便器		※児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害で重度・最重度と判定され訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で原則として学齢児以上の者。																																
自立生活支援用具	頭部保護帽	平均機能、下肢、体幹機能障害	※児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され重度又は最重度の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。転倒により頭部を強打するおそれのある者。																																
	異動・移乗支援用具		※家庭内の異動等において介助を必要とする者であって原則として3歳以上の者。																																
	火災警報機	火災発生の感知・避難が困難	※障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯。児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害で重度・最重度と判定された者。																																
	自動消火器		※障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯。児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害で重度・最重度と判定された者。																																
	電磁調理器	視覚障害	※盲人のみの世帯、及びこれに準ずる世帯。児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害で重度・最重度と判定された18歳以上の者。																																
	歩行時間延長信号機用小型送信機		※原則として学齢児以上の者。																																
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	※聴覚障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。																																
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害	※3級以上で自己連続連行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で原則として3歳以上の者。																																
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害	※3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上の者。																																
	電気式たん吸引器		※3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上の者。																																
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法	※医療保険における在宅酸素療法を行う者。																																
在宅療養等支援用具	盲人用体温計(音声式)	視覚障害	※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。原則として学齢児以上の者。																																
	盲人用体重計		※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。																																
	盲人用血圧計		※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。																																

日常生活用具／対象障害		障害種別／等級	肢体不自由						体幹機能					視覚障害						聴覚機能障害				平衡機能障害		音声言語 そしゃく				内部障害			
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4		
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	※視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者。																														
	点字器	視覚障害																															
	点字タイプライター		※本人が就労もしくは就学しているもしくは就労・就学が見込まれる者に限る。																														
	聴覚障害者用ポータブルレコーダー		※原則として学齢児以上の者。																														
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		※原則として学齢児以上の者。																														
	視覚障害者用拡大読書器		※本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者。																														
	盲人用時計		※音声時計は、手指の触覚に障害等がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。																														
	携帯用会話補助装置		音声言語機能障害	※音声機能障害又は肢体不自由であって、発生・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上の者。																													
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援具	上肢機能障害、視覚障害	※上肢機能障害又は視覚障害1・2級																														
	パーソナルコンピュータ	上肢機能障害	※上肢機能障害又は言語、上肢複合障害2級以上。文字を書くことが困難な者に限る。																														
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	※聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として学齢児以上の者。																														
	聴覚障害者用情報受信装置		※本装置によりテレビの視聴が可能になる者。																														
	人工喉頭	喉頭摘出	※職業上又は学校教育上、真に必要な者。																														
	点字図書	視覚障害	※主に情報の入手を点字によって行っている者。																														
理 支 援 管 具	ストマ用装具 紙おむつ等 収尿器	ストマ増設、高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難、高度の排尿機能障害	※腸管の切除又は膀胱の切除によって肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者。脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により収尿器を必要とする者。																														
修 住 費 宅 改	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能、乳児期非進行性脳病変	※運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、3級以上の者(特殊尿器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の者。)原則として学齢児以上の者。																														